

5 地下水指針の推進

将来にわたり本県の貴重な財産である地下水を保全し、適正に利用していくための施策を明らかにするものとして、平成4年5月に全国に先駆けて地下水指針を策定した。

その後、降雪時における消雪設備の一斉稼働による地下水位の一時的な低下など、地下水を取り巻く状況の変化を踏まえ、適正揚水量の見直しや冬期間の地下水保全のための指標として「注意喚起水位」を新たに設定するなど、地下水の保全と創水に向けた取組みをさらに推進していくため、平成30年3月に地下水指針の改定を行った。

ア 趣旨

将来にわたって、県民共有の財産である地下水を保全し、適正利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みの基本方針を示す。

イ 期間

計画の期間は特に定めない。なお概ね5年を目途に施策等の見直しを検討する。

ウ 対象地域

地下水の保全・適正利用対策は、地下水の賦存する平野部の地域とするが、地下水の涵養に関する取組みは、山間部を含めた県下全域とする。

エ 目標

「豊かで清らかな地下水の保全」と「次世代につなぐ健全な水循環の確保」を目指し、「地下水の保全」（地下水の採取に伴う地下水障害の防止）と「地下水の創水」（地下水涵養による健全な水循環の確保）を目標とする。

オ 指標の設定

(7) 適正揚水量

17 地下水区毎に適正揚水量を設定し、実際の揚水量がこれを上回らないこととする。

なお、当初の適正揚水量の設定から18年以上が経過し、地下水を取り巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、全17地下水区の適正揚水量を見直した。

〔適正揚水量〕

氷見地域	氷見地区						(単位: 万 m ³ /年)
	540						
高岡・砺波地域	扇頂部	扇中央部	扇端部	市街地部	海岸部	計	12,360
	750	6,220	2,280	1,890	1,220		
富山地域	扇頂部・扇中央部	扇端部	市街地部	海岸部	計		14,240
	7,000	1,780	3,240	2,220			
魚津・滑川地域	魚津地区	滑川地区	計				4,930
	3,170	1,760					
黒部地域	扇頂部・扇中央部	扇端部	市街地部	海岸部	小川右岸部	計	12,650
	1,850	3,770	820	4,090	2,120		
全県平野部	計						44,720

なお、適正揚水量と平成 27 年度の揚水量実績を比較したところ、下図のとおりすべての地下水区域において、揚水量実績は適正揚水量を下回っていた。

また、全地下水区の 27 年度の揚水量実績の合計 (18,740 万 m³/年) は、適正揚水量の合計 (44,720 万 m³/年) の 41.9%であった。

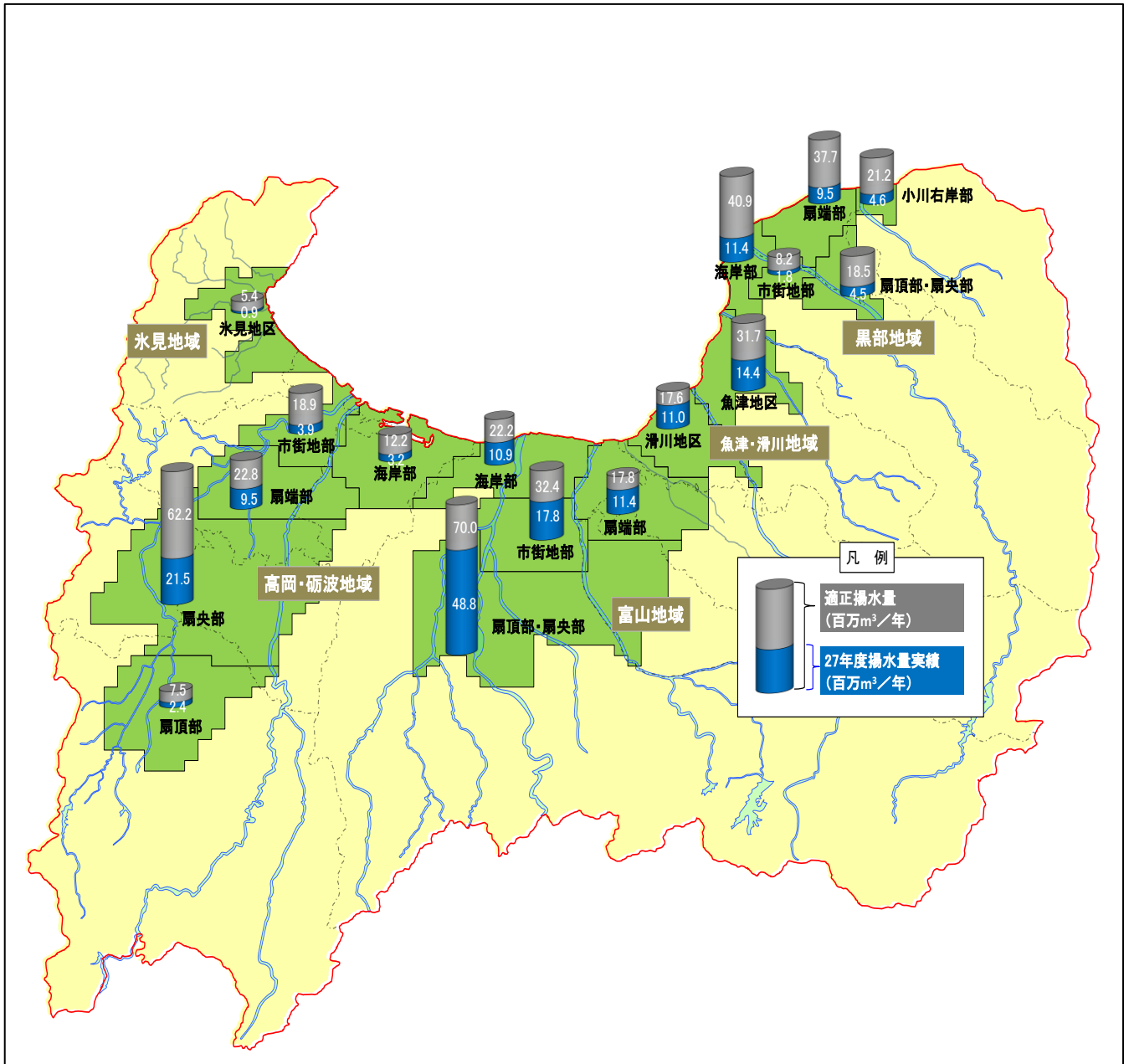


図 15 地下水揚水量実態調査結果 (適正揚水量と平成 27 年度の実績揚水量)

(イ) 冬期間の注意喚起水位

急激な地下水位の低下により取水障害のおそれのある地域において、一部の基幹観測井に注意レベルや警戒レベルの水位を指標として設定し、水位低下時に地下水利用者への情報提供や節水・合理的な利用の呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努めることとする。

地域名	観測井	注意喚起水位	
		注意地下水位	警戒地下水位
富山市	奥田北観測井	-12.9m	-17.5m
	蓮町観測井	-16.6m	-22.3m
高岡市	京町観測井	-21.1m	-23.9m

(注) 各水位はいずれも地表面を基準とする水位

[注意地下水位]	取水障害発生確率が1%となると見込まれる水位
[警戒地下水位]	取水障害発生確率が2%となると見込まれる水位

(ウ) 保安林の指定面積

地下水の利用と涵養の均衡を図り水循環系の健全性を確保する観点から、森林について国や県が指定する「保安林（民有林）の指定面積」を指標と定め、現況（92,462 ha [H28]）よりも増加させることとする。

カ 地下水の保全・創水に向けた取組み

地下水指針の目標を達成するため、次の施策を推進する。

- | | |
|-------------------------------|---|
| (ア) 地下水条例による規制 | 監視・指導の実施、市町村との連携による監視指導、条例の適切な運用 |
| (イ) 開発事業における配慮 | 事前協議の推進、環境影響評価の推進、開発行為における地下水環境への配慮の推進 |
| (ウ) 地下水の節水・利用の合理化 | 地下水利用の合理化、工業用水道への転換、自噴井戸の節水・余剰水対策の推進、節水・適正利用の推進に向けた取組みの紹介・普及 |
| (エ) 冬期間の地下水位低下対策の推進 | 消雪水源の多様化の推進、節水型消雪設備の推進、消雪設備の適正な維持管理、冬期間の地下水位低下に関する情報提供と普及啓発、大幅な水位低下時の情報提供及び適正利用の呼びかけ、消雪関係機関による情報共有及び地下水位低下対策の推進 |
| (オ) 地下水障害等の監視体制の整備 | 地下水位等観測体制の整備、地盤沈下・地下水塩水化監視体制の整備、基幹観測井データの情報提供、地下水揚水量の実態把握 |
| (カ) 水循環系の健全性の確保 | 森林の保全・整備、水源山地の保全・整備、農地の維持・保全、農業用水の保全・整備、中山間地の保全、河川環境の整備、治水面からの取組み、水源地域保全条例による水源地域の保全 |
| (キ) 地下水の涵養の普及・拡大 | 水田等を利用した地下水涵養の推進、雨水浸透施設の整備、大規模な開発事業における地下水涵養対策の推進、地下水を育む森林の保全・整備、県民等への地下水涵養の重要性の啓発 |
| (ク) 調査・研究の推進 | 水循環系の健全性や地下水涵養に関する調査・研究、冬期間の地下水位低下対策に関する調査・研究、地下水保全に係る情報や知見の収集・整理、気候変動に伴う地下水環境への影響に関する調査・研究 |
| (ケ) 地下水利用者における自主的対策の推進 | 事業者における自主的な地下水対策の推進、地下水利用対策団体による取組みの推進、県民への自主的取組みの普及・啓発 |
| (コ) 地下水の保全と創水に係る意識の高揚及び取組みの拡大 | 各種広報媒体による普及啓発、地下水保全に向けた環境教育や協働取組みの推進、地下水保全の理解と施策への反映、「地下水の守り人」の活動を通じた地下水保全活動の推進、次世代への地下水保全意識の継承に向けた人づくり |
| (サ) 新たな分野における地下水利用の拡大 | 地中熱利用設備の普及状況の把握、地中熱利用設備の適正な利用方法やモニタリングに関する普及啓発 |

キ 指針の推進体制

(7) 県民・民間団体、事業者、行政の役割

県民・民間団体	地下水の保全・適正利用及び地下水の創水や名水・湧水の保全活動に努める。
事業者	地下水の保全・適正利用及び地下水の創水の取組みに努める。
行政	(県) 地下水の保全と創水に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
	(市町村) 基礎的な地方公共団体として、地域の特性や実情に応じた地下水の保全と創水に関する施策を策定し、実施する。

(イ) 推進体制

関係団体、行政機関等と適宜、意見・情報交換を行いながら、指針に掲げる取組みを推進する。